

小川富也税理士事務所だより

編集発行人
税理士・行政書士
小川 富也

〒796-0068
八幡浜市浜之町180番地
TEL 0894-24-3355
FAX 0894-24-2882

謹賀新年

平成31年元旦

法定調書

◆提出調書と支払内容◆

〈提出期限〉
平成31年
1月31日(木)

給与所得の源泉徴収事務の締めくくりである年末調整の手続きが終わった後、引き続き行わなければならないのが「法定調書」の作成・提出作業です。

法定調書とは、所得税法、相続税法、租税特別措置法、国外送金等調書法の規定により、(平成30年中に)一定の支払い等をした際に、その内容について所定の調書を作成し、所轄の税務署に提出するよう義務付けられているものです。

例えば、従業員に対して給与を支払った場合には「給与所得の源泉徴収票(給与支払報告書)」、特定の者に報酬等を支払った場合には「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」の提出が必要となります。

また、地代・家賃を支払ったり、不動産の買入代金を支払った場合のように源泉徴収の対象とされていないものについても「不動産の使用料等の支払調書」や「不動産等の譲受

けの対価の支払調書」の提出が必要です。

しかし、法定調書の作成・提出の手続きは提出義務者にとって相当の負担ともなります。そこで課税の公平性を害さない範囲内において、区分や支払金額により提出不要の限度を設けていたり、所轄税務署に提出する「給与所得の源泉徴収票」と市区町村に提出する「給与支払報告書」などは様式を統合するといった負担軽減措置が講じられています。

法定調書には多種多様な種類(全部で60種類)がありますが、ここでは一般的に会社が提出をしなければならぬ6種類の法定調書の支払内容についてまとめました。

それぞれの法定調書の金額による提出範囲や提出不要のもの、その他詳細につきましては、税務署より配布の平成30年分「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」をご参照下さい。

主な法定調書	支払の内容
給与所得の源泉徴収票(給与支払報告書) ※給与支払報告書は市区町村に提出	俸給、給料、賃金、歳費、賞与、その他これらの性質を有する給与
退職所得の源泉徴収票・特別徴収票 ※特別徴収票は市区町村に提出	退職手当、一時恩給、その他これらの性質を有する給与
報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書	所得税法第204条第1項各号並びに所得税法第174条第10号及び租税特別措置法第41条の20に規定されている報酬、料金、契約金及び賞金 (外交員、集金人、電力量計の検針人、ホステス、コンパニオン等への報酬、料金等や広告宣伝のための賞金等)
不動産の使用料等の支払調書	不動産、不動産の上に存する権利、総トン数20トン以上の船舶、航空機の借受けの対価や不動産の上に存する権利の設定の対価
不動産等の譲受けの対価の支払調書	不動産、不動産の上に存する権利、総トン数20トン以上の船舶、航空機の対価
不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書	不動産、不動産の上に存する権利、総トン数20トン以上の船舶、航空機の売買又は貸付けのあっせん手数料

【平成30年分の法定調書の提出から適用される主な改正事項】

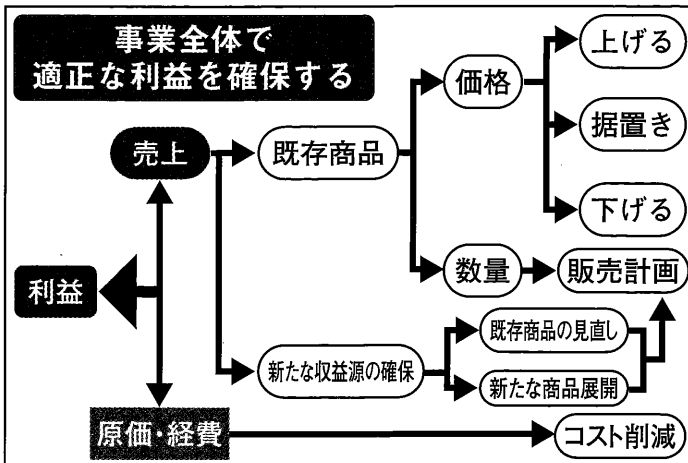
配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しにより、給与所得の源泉徴収票の項目名及び記載方法が一部変更となりました。

2019・新春展望

消費税引上げに備える 企業体質の強化の年に



2019年10月1日から、いよいよ消費税が10%に引き上げとなる予定です。本年は消費税引き上げに伴い、消費マインドの冷え込みや競合他社との価格競争の激化など、中小企業を取り巻く環境は、より厳しさを増す年と予想されます。



しかし、この税率変更という環境の変化を「ピンチ」と捉えるのではなく、前向きに考えて対応していくと、より強い企業体質へ脱皮する「チャンス」にもなるのです。消費税の増税に備え、価格設定の考え方を含み販売計画の立案、資金繰り、原価や経費の削減、社内体制の整備などの対策を早い段階で講じることで、総合的な経営力の強化につなげることが可能です。

増税に対応した販売戦略

消費税引き上げに対応した販売戦略が重要です。すべての商品価格を一律に2%分引き上げると、消費者の購買意欲が低下してしまう可能性があります。事業全体でメリハリをつけた価格設定を考えてみましょう。

すべての商品やサービスを同じように取り扱う必要はありません。戦略的に、売れ筋のAという商品については価格を据え置き、他の商品は増税分を加算し、全体で消費税分を確保するような販促計画を立てるのも一つの対策です。事業全体として税率変

更に見合った適正な転嫁をしていけば、「便乗値上げ」にはあたりません。販促対策については、奇抜な対策でなくてもいいのです。他社では既に行っているが、自社で取り組んでいないものがないでしょうか。例えば、「限定企画」、「〇〇周年イベント」、「モニター企画」など、自社で何をすればどれぐらいの効果が見込めるのか検討してみましょう。

価格戦略は、コストや利幅等の自社の都合だけでなく、顧客ニーズや競合価格を十分考慮して決める必要があります。特に消費税引き上げにおいては、事業全体で利益を確保することを目標として、メリハリの効いた価格設定、価格改定のタイミング、新商品・新サービスの導入など、さまざまな対策を複合的に検討することが重要です。

また、今から消費税の引き上げ前後を見据え、駆け込み需要と反動減に備えた販売計画も併せて検討しておくことが大切です。

資金繰りの影響

消費税は収益が黒字か赤字かではなく、取引にかかる税金ですので、赤字企業でも納税する必要があります。税率引き上げで納税額が増加することにより、資金繰りの苦しい企業は、

これまで以上に厳しい対応を強いられることとなります。

消費税は入金した時から納税する時まで事業者が預かっておく「預かり税」の性格を持つ税金です。しかし、お金には色は付いていませんので、多くの中小企業では、預かった消費税を運転資金に使ってしまったのが実態だと思われます。申告・納付の時期には、たとえ赤字であったとしても消費税を納付しなければなりません。したがって事前に納税額がどれくらい増えるかを把握し、増税分を折り込んだ資金計画を立てることが重要です。

その「資金繰り」についての対策ですが、日頃からお金の動きを月次・週次・日次で押さえておくことが何よりも重要になります。そして、①受取サイトと支払サイトの改善、②在庫が売れていく期間の把握と改善、③遊休資産の処分、④売上増のために掛売りを増やさないなどが考えられます。

本年の消費税増税は、企業経営を見直す一つのきっかけになるのかも知れません。経営者だけでなく全社員が利益、売り上げ、コストへの意識を高め、一丸となって経営力の強化につなげていきましょう。



申告手続の簡素化 平成31年1月から 「スマホ申告」が可能に

平成31年(2019年)1月からスマートフォンによる所得税の確定申告、通称「スマホ申告」ができるようになります。ただし、現時点でスマホ申告の対象となるのは、給与所得者(年末調整済み)で、医療費控除やふるさと納税などの寄附金控除に係る還付申告に限られている点に注意が必要です。

国税庁ホームページでは、「確定申告書作成コーナー」においてスマホ専用の画面を提供。今後はスマホ専用画面の利用可能対象を、全ての給与所得者や年金収入のある方にも拡大する予定です。

申告の申告手順はパソコンによる「e・Tax」(国税電子申告・納税システム)と同様で、e・Taxで申告する場合は必要事項を入力し、送信することで手続は完了します。書面で申告する場合は、保存したデータを自宅のプリンターやコンピュータで出力して郵送で提出することも可能です。

e・Taxで申告する場合の送信方式は、「マイナンバーカード方式」と「ID・パスワード方式」の2つから選択することになります。マイナンバーカード方式では、ICカードリーダーライター(ICカードに記録された電子情報を読むための機器)でマイナンバーのデータを読み取ることで本人確認する方法です。

マイナンバーカードもICカードリーダーライターも持っていない場合は、ID・パスワード方式を選択することになります。取得したIDとパスワードを入力することでスマホ申告を行うことができますが、IDとパスワードは税務署で職員との対面による本人確認を行った後に発行されますので、運転免許証などの本人確認書類を持参して、事前に税務署に向く必要があります。

行政事務のペーパーレス化、副業者・フリーランスの増加などを背景に、申告・納税環境の整備が今後ますます進むとみられています。

1月の税務と労務

一 税 務

- ★給与所得者の扶養控除等申告書の提出
(1)提出期限…本年最初の給与支払日の前日
(2)提出先…給与の支払者(所轄税務署長)
- ★支払調書の提出 提出期限…1月31日
- ★源泉徴収票の交付
(1)交付期限…1月31日
(2)交付先…①所轄税務署長 ②受給者
- ★固定資産税の償却資産に関する申告
申告期限…1月31日
- ★個人の道府県民及び市町村民税の納付(第4期分)
納期限…1月中旬において市町村の条例で定める日
- ★30年12月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限…1月10日(年2回納付の特例適用者は前年7月から12月までの徴収分を1月22日までに納付)
- ★30年11月決算法人の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税)
申告期限…1月31日
- ★2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)
申告期限…1月31日
- ★法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税) 申告期限…1月31日
- ★5月決算法人の中間申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)(半期分)
申告期限…1月31日
- ★消費税の年税額が400万円超の2月、5月、8月決算法人の3月ごとの中間申告(消費税・地方消費税)
申告期限…1月31日
- ★消費税の年税額が4,800万円超の10月、11月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(9月決算法人は2カ月分)(消費税・地方消費税)
申告期限…1月31日
- ★給与支払報告書の提出
(1)提出期限…1月31日
(2)提出義務者…1月1日現在において給与の支払をしている者で、給与に対する所得税の源泉徴収義務がある者
(3)提出先…給与の支払を受けている者の住所地の各市町村長

一 労 務

- ★健保・厚保の保険料の納付 納期限…1月31日

新年あけましておめでとうございませう。本年もよろしくお願ひ申し上げます。▼昨年の日本経済は、全国的に景気回復の動きが広がり、プラス成長が現実となりました。外国からの観光客の増加、都市部の再開発も引き続き堅調に推移し、個人消費も緩やかながらも回復を見せるなど、全体としては確実に回復基調をたどって参りました。しかし、中小企業においては、景気回復の実感は乏しく、経済好循環の波及は道半ばの状況にあります。▼本年10月1日には消

新年を迎えて

費税が8%から10%と引き上げられる予定です。消費税アップに伴う消費マインドの冷え込み、競合他社との価格競争の激化など、中小企業を取り巻く環境は、より厳しさを増すことが予想されます。▼本年の十二支は「亥」、すなわち猪の年ですが、猪は「勇氣と冒険の象徴」とも言われています。先行き不透明で、変化のスピードが速い時代だからこそ、勇氣と冒険心、そして「猪突猛進」のチャレンジ精神をもって、今年を飛躍の年としたいものです。